

専決処分の報告について（開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和5年12月5日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 21 日

開成町長 山 神 裕

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

開成町条例第24号

開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和47年開成町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。